

〈指定研究〉

「中国西北部・乾燥地における大規模開発と環境保全政策に関する研究」

中国と日本の自然保護法および自然保護区の現状

谷 垣 岳 人

概要

中国は世界的にも生物多様性が豊かな地域の一つである。中国は生物多様性条約を1993年に批准し、生物多様性の保護に関連する国内法を次々と制定した。中国の自然保護政策の大きな特徴は、2000年以降に1500カ所以上を急速に新設した自然保護区である。一方、日本は生物多様性条約の批准後に自然保護区をほとんど新設せず、自然保護区以外の地域で顕著であった生物多様性の減少に対応する各種法律を整備した。

China is one of the mega-biodiversity areas on a global scale. It ratified the Convention on Biological Diversity in 1993, and has enacted various laws concerning the protection of biodiversity. The most prominent feature of a Chinese nature preservation policy is the establishment of nature preserves. More than 1500 nature preserves have been established since 2000. On the other hand, Japan has hardly established new nature preserves since the Convention on Biological Diversity was ratified, but enacted the various laws corresponding to a remarkable losses of biodiversity outside nature preserves.

キーワード：自然保護法 (Nature Conservation Law)・
自然保護区 (Nature Preserve)・
生物多様性条約 (Convention on

Biological Diversity)

本稿では、中国と日本の生物多様性および陸上の自然保護区・自然保護法を概説する。さらに自然保護区の設立だけでは生物多様性を保全できない日本の現状と、それに対処するために制定された比較的新しい法律について概説する。

1 中国の生物多様性と自然保護法

1.1 中国の生物多様性

中国の国土面積は約960万km²と世界の陸地の6.5%にあたり、ロシア、カナダに次いで世界3位の大きさである。この広大な国土には、寒帯から熱帯までの幅広い気候帯が含まれる。自然環境は、乾燥した砂漠や草原から湿潤な熱帯林までと多様な生態系を含む。中国の種レベルの生物多様性は高く、例えば維管束植物は3万種以上も確認されており、これはブラジル、コロンビアに次いで世界第3位の種数である (Liu et al. 2003)。また中国の哺乳類の種数は556種と世界第2位で、そのうち20%の109種が中国の固有種である (Smith & Yan 2008)。しかし、人間活動の拡大により絶滅危惧種も多く、国家重点一、二級保護野生動物は249種、国家重点一、二級保護野生植物は343種にも及ぶ (国家林業局保护司 2010)。この数は、日本における絶滅危惧Ⅰ、Ⅱ類動物の1002種、絶滅危惧Ⅰ、Ⅱ類植物の2153種 (環境省 2010) と比べて少ないが、今後、中国での生物多様性に関する調査が進むにつれて大幅に増えるであろう。

1.2 中国の自然保護法および自然保護区

中国では、野生生物を保護する国内法を、近年次々と整備している。ここでは陸生野生生物の保護法を、絶滅危惧種の捕獲禁止や増殖という点的な取り組みと、生息地保護という面的な取り組みからみていく。

中華人民共和国建国後最初の野生生物に関する保護法は、希少動物保護弁法（1950年）である（劉2008）。同法はパンダなどの希少動物の捕殺を禁止する、点的な保護法である。初めての面的な保護法である環境保護法（1979年）には、代表的な自然生態系区域や絶滅危惧野生生物の自然分布域の保護が規定されている（第17条）。森林法（1985年）は、森林資源や水土の保全を目的としているが、貴重な動植物が繁殖する林区あるいは保護に値する林区を自然保護区にすることを規定している（第20条）。上記の希少動物保護弁法では動物種の生息地を保護できなかったため、野生動物保護法が1989年に施行された。野生動物保護法は、現代の中国において野生動物の保護と管理における基本法とも呼べる画期的な法律であった（劉2008）。野生動物保護法では、保護すべき種についてのレッドリストの作成や、絶滅危惧種の生息域を自然保護区に指定する面的な保護も規定している。

中国は1993年に生物多様性条約に批准し、本条約6条に基づき「中国生物多様性保護行動計画」を1994年に策定した。さらに国内法の整備も進め、1992年には陸生野生動物保護実施条例、1994年には自然保護区条例、さらに野生動物保護法にはなかった植物とその生育地を保護する野生植物保護条例を1997年に施行した。2010年の第10回生物多様性条約締約国会議では、1994年の「中国生物多様性保護行動計画」の改訂版の「中国生物多様性保護戦略・行動計画（2011年～2030年）」を発表した。生物多様性条約の批准後に行動計画を策定すると共に国内法を整備する動きは、後述のように日本でも同様におこなわれた。

自然保護区の設立は、生物多様性の保護において最も有効な手段である。中国は1956年、国内初の自然保護区である鼎湖山自然保護区を設立した（馬2008）。自然保護区の設立は、環境保護法

や森林法をはじめとして、その後の各種国内法にも規定されているため、自然保護区数は徐々に増加した。特に2000年以降、新たな自然保護区を急速に設立した（図1）。2010年には、すべての等級の保護区数を合わせて2588カ所（国土面積の14.9%）が設立されている（国家統計局&環境保護部2011）。

2020年までに自然保護区を国土面積の18%とすることを「中国生物多様性保護戦略・行動計画（2011年～2030年）」に明記している。急速に数を増やした自然保護区の課題は、自然保護区管理計画に基づき地域住民参画による着実な管理運営を実施するという、量から質への転換である（谷垣2012）。

2 日本の生物多様性と自然保護法

2.1 日本の生物多様性

日本の国土面積は約37.8万km²だが、南北に約3000kmと長い島嶼のため気候帯は亜寒帯から亜熱帯が含まれ自然環境の多様性は高い。さらに日本の森林率は約67%と高く、生物種は9万種以上、未分類の種を含むと30万種を超えると推定される（環境省2010）。ほ乳類の種類数は、中国の556種（Smith & Yan 2008）に対し日本は110種（阿部2005）と5分の1である。日本の国土面積は中国のわずか4%に過ぎないことを考慮すると、面積あたりの日本の種多様性はとても高い。日本だけに分布する固有な種も多く、陸生ほ乳類及び維管束植物の約4割、は虫類の約6割、両生類の約8割が固有種である（環境省2010）。このように日本は狭い国土面積にも関わらず、本来の自然は固有かつ豊かである。しかし、人間活動の増大により、絶滅危惧動植物は3155種にもおよぶ（環境省2010）。

2.2 日本の自然保護法と自然保護区

豊かな自然環境を保護するため、日本では1890年代の明治期から各種自然保護法を整備してきた。ここでは日本の自然保護法について3つの段階、1) 明治～昭和中期の自然保護の黎明期：1890年～1950年代、2) 高度経済成長期の自然保護：

1960 年～1980 年代、3) 生物多様性条約批准後の国内法整備：1993 年以降、の順に紹介したい。

2.2.1 明治～昭和中期の自然保護の黎明期：1890 年～1950 年代

1890 年～1950 年代には、4 つの目的に応じた法律が制定された。①自然資源の持続的利用（狩猟法）、②森林の公益的機能の維持（森林法）、③学術的価値のある種や地域の保存（史蹟名勝天然紀念物保存法）、④景勝地の保護とレクリエーション利用（国立公園法）。

狩猟法 1895 年（現 鳥獣保護法）

日本での鳥獣保護の歴史は、封建領主の狩場保護のための狩猟制限に始まる（畠山 2004）。明治時代に入ると銃猟を免許鑑札制にし、狩猟の期間や場所を規制する狩猟法が 1895 年に制定された。その後、狩猟法は改正を重ね、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）が 2003 年に施行された。鳥獣保護法の目的は、鳥獣の保護および鳥獣による生活環境・農林水産業または生態系への被害を防止し、猟具の利用規制を通じて狩猟の適正化を図ることである。

鳥獣保護法では、鳥獣保護事業計画の策定を通じて、長期にわたり計画的に野生動物を保護することを規定した。鳥獣保護事業計画では、鳥獣の生息状況調査、鳥獣の人工増殖・放鳥獣、鳥獣保護区の設定、有害鳥獣捕獲、特定鳥獣保護管理計画の策定などに関する条項がある。狩猟に関しては、現在、鳥類 28 種、哺乳類 20 種が狩猟鳥獣として指定され、それ以外の種の狩猟は禁止されている。

鳥獣保護法では、鳥獣の保護が必要ならば、一般の狩猟が禁止される鳥獣保護区を指定できる（同法 28 条 1 項）。鳥獣保護区には、国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区があり、合わせた面積は 364 万 ha と国土面積の約 9.6% である（環境省 2010）。鳥獣保護区内では一般の狩猟が禁止されるが、土地の開発、樹木の伐採などの制限をうけないため生息地の破壊を防止できない。そこで、鳥獣の生息地保護のため、鳥獣保護区内に、各種利用制限のある特別保護地区を指定できる（同法 28 条 1 項）。特別保護地域は合計 29 万 ha

と国土面積の約 0.8% である。

（旧）森林法 1897 年（現 森林法 1951 年）

日清戦争による木材需要の増大により各地で乱伐・盗伐が横行したため、森林行政の基本となる（旧）森林法（1897 年）が制定された。（旧）森林法は、生物多様性の保護よりも自然災害防止や水源地保護などの公益的機能の維持に重点がある。（旧）森林法の条項は、営林署の監督、保安林制度（後述）、森林警察、罰則など規制的・監督的色彩が強い。

（現）森林法（以下森林法）は、第二次世界大戦の戦中・戦後の乱伐で荒廃した森林を保全するために（旧）森林法を大幅に改正し制定された。森林法では、森林計画・保安林などの森林保全に関する基本的事項を定めている。森林計画とは、森林を計画的に管理することを目的とし、全国レベルの森林計画と、地方の流域レベルの森林計画に大別されている。保安林制度とは、森林の公益的機能を維持するために（旧）森林法で制度化された古い制度である。保安林での開発行為は許可制のため森林保全に大きな役割を果たしてきた。森林法では大幅な拡充がおこなわれ、以下の 17 種類がある。①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備④飛砂防備⑤防風⑥水害防備⑦潮害防備⑧干害防備⑨防雪⑩防霧⑪なだれ防止⑫落石防止⑬防火⑭魚つき⑮航行目標⑯保健⑰風致（25 条 1 項）。2009 年の保安林の総面積は、全国の森林面積の 48%、国土面積の 32% にあたる 1196 万 ha（延べ面積 1270 万 ha）である（林野庁 2011）。上記の保安林のうち、とくに水源涵養（保安林延べ面積の約 76%）、土砂流出防備（同約 21%）で全体の 97% を占め、国土保全の基礎とされる。

森林法の主目的は森林の公益的機能の維持なので、個別の種の保護を規定していない。しかし保安林制度を通じて森林生態系の保全に大きな役割を果たしており、結果的に森林法は、日本の生物多様性の保護に繋がったといえる。

史蹟名勝天然紀念物保存法 1919 年（現 文化財保護法）

日本では明治時代にはいり、神仏分離令の布告・

廃仏毀釈によって寺院や城郭が荒廃した。これらを保護するため初めての近代的な法律である古社寺保存法が1897年に制定された。この動きは、史跡、埋蔵物、動植物などへの保護運動へ発展し、史蹟名勝天然記念物保存法が1919年に制定された。史蹟名勝天然記念物保存法は、日本で最初の自然保護法であり、国立公園制度ができるまで、自然保護・景観保護に大きな役割を果たした（畠山2004）。

文化財保護法（1950年）とは、史蹟名勝天然記念物保存法を起源とし、史跡・景勝地および動物（生息地・繁殖地・渡来地を含む）、植物（自生地を含む）のうち学術上貴重で、日本の自然を代表するものを天然記念物として指定および保護することを定めた法律である。天然記念物のうち価値が特に高いものは特別天然記念物に指定される。天然記念物および特別天然記念物に指定されると現状変更や捕獲殺傷などが禁止される。しかし、動植物の保護において、天然記念物指定は、おもに種や個体を指定した点的な保護のため、開発行為などによる生息地の破壊を防げないという問題がある。

2011年4月現在、732の動植物が天然記念物に指定されている（そのうち特別天然記念物51）。内訳は、動物192（そのうち特別天然記念物21）、植物540（同30）、天然保護区域23（同4）である。特別天然記念物にはオオサンショウウオ・トキなどが含まれる。

国立公園法 1931年（現 自然公園法）

国立公園法とは、自然の風景地を保護するとともに、国民の保健、休養、教化を目的とした法律である（第1条）。国立公園は、諸外国における自然保護区に該当し、生物多様性保護の中核である。しかし、日本の国立公園は、優れた風景地の保護と利活用を目的として始まった。国立公園法は、国立公園に準ずる国定公園・都道府県立自然公園の制度を加え、自然公園法（1957年）へと改正された。

国立公園・国定公園内は特別保護地区、特別地区、普通地区に、都道府県立自然公園内は特別地区、普通地区に区分けされている。特別保護地区

では、木竹の伐採、落葉・落枝の採取、動物の捕獲の禁止など厳しい利用制限がある。特別地区には特別保護地区に準じる規制がある。国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の合計は541万haと国土面積の約14.3%を占める（環境省2010）。このうち特別地域の面積は、国立公園150万ha、国定公園127万ha、都道府県立自然公園71万haと合計で国土面積の約9.2%である。自然公園面積は、1965年に都道府県立自然公園が加わったことで増加したが、それ以降に急激な増加はない（図2）。

自然公園は、優れた風景地の保護と利活用を目的としていたが、2002年の法改正により生物多様性の確保という文言を初めて盛り込むとともに、自然公園の過剰利用による動植物の生息生育地の劣化を防ぐための利用調整地区の制度を組み込んだ。

これらの自然公園は、国が土地のすべてを所有する営造物公園でなく、国有地、公有地、私有地を含む地域制公園である。したがって、私有地での開発行為への規制が難しいという問題を抱える。

2.2.2 高度経済成長期の自然保護：1960年～1970年代

自然環境保全法 1972年

1960年代以降の高度経済成長の中で、高速道路網や新幹線の建設、大規模ダム建設、河川改修、農地での農薬使用やスギ・ヒノキ造林地の拡大などにより、生物の生息・生育地を大量に破壊した。私有地を含む自然公園の中心地にも観光道路、スキー場、ゴルフ場の建設が進み、自然破壊に対する反対運動が高まった。しかし、自然環境を保護する効果的な法律がなかったため、住民の強い要望を受けた自治体が、国に先行してさまざまな内容の自然保護条例を1960年代に制定した（畠山2004）。国は環境庁の発足（1971年）に伴い、自然公園法のような景観保護ではなく原生的な自然の保護を目的とする自然環境保全法を1972年に制定した。

自然環境保全法では、自然環境保全基礎調査および自然環境保全地域の指定と管理などを規定している。自然環境保全基礎調査とは、おおむね5年ごとに地形、地質、植生および野生動物に関し

ておこなう基礎調査である。これに基づき 1973 年から自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）がおこなわれている。自然環境保全地域とは、自然環境が人の活動の影響を受けることなく原生状態を維持している一定面積を持つ土地の区域のことで、自然保護区のいわゆる核心部の地域である。自然環境保全地域には、原生自然環境保全地域と自然環境保全地域の 2 種類がある。また、都道府県は、各条例に基づき、自然環境保全地域に準じる土地の区域を都道府県自然環境保全地域として指定できる。原生自然環境保全地域は、1000ha 以上の国有地または公有地に限られ、さらに人為的改変が原則禁止なため、森林法の保安林および国立・国定公園区域とは重複指定できない。原生自然環境保全地域での規制行為は、自然公園法の特別保護地区とほぼ同じで、木竹の伐採、落葉・落枝の採取、動物の捕獲などが禁止されている。自然環境保全地域は、私有地も指定可能で、1000ha の森林や草原または 10ha 以上の植物の自生地または動物の生息地が指定できる。自然環境保全地域では、木竹の伐採は禁止だが、落葉・落枝の採取、動物の捕獲などは規制外である。しかし、自然環境保全地域は知名度が低く、自然公園と異なり観光等の利用を前提としていないため、公有地や私有地での指定は広がっていない。現在、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・都道府県自然環境保全地域を合わせて約 10 万 ha であり国土面積の約 0.3% と少ない（環境省 2010）。

現在の日本の自然保護区と呼べる区域は、国立公園や国定公園の中に特別保護地区・特別地区（自然公園法）として指定されているだけでなく、鳥獣保護区（鳥獣保護法）、天然保護区域（文化財保護法）、自然環境保全地域（自然環境保全法）などの複数の法律で規定されているうえ、それぞれに重点的に保護される核心区と緩衝区のようなエリア分けがあるため、非常にわかりにくい。今後は関連法をとりまとめて一本化する必要がある。

2.2.3 生物多様性条約批准後：1993 年以降

日本は 1993 年に生物多様性条約を批准し、1995 年に生物多様性国家戦略を策定した。その後

に改訂を重ね最新版は生物多様性国家戦略 2010 である。生物多様性国家戦略では、日本国内の生物多様性減少を 3 原因に分類し、それぞれの要因に対処する国内法を整備してきた。①人間活動ないし開発による種の減少、生態系の破壊（種の保存法・自然再生推進法）②自然に対する働きかけの減少による種の減少や増加（里地里山法・鳥獣被害防止特措法）③外来種などの人為的に持ち込まれた生物による各種被害（外来生物法）である。

①人間活動ないし開発による種の減少、生態系の破壊

種の保存法 1993 年

高度経済成長期以降も自然保護区以外の地域では、商業目的による種の乱獲や盗掘、開発行為等による野生生物の生息地の破壊が行われた。しかし、これまでに個体数が減少した動物の保護に適用できる法律は鳥獣保護法だけであった。また鳥獣保護法は鳥とほ乳類だけを対象とし、魚類、両生類、は虫類、昆虫や植物が対象外であった。そこで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）を 1993 年に施行し、希少野生動植物の指定および捕獲・譲渡の規制、またその生息地・生育地を生息地等保護区として保護できるようになった。生息地等保護区はさらに管理地区と監視地区に分かれる。管理地区は、とくに重要な生息地・生育地で、原生自然環境保全地域や自然公園特別保護地域とほぼ同様の厳しい行為規制がある。また著しく個体数が減少した種については、個体数の回復および生息地・生育地の環境改善のために、保護増殖事業を行うことを規定している。環境省のレッドデータリストでは、絶滅危惧Ⅰ、Ⅱ類動植物を合わせて 3155 種にもおよぶが、このうち種の保存法において国内希少野生動植物に指定されたのは、2010 年 4 月現在で 87 種に過ぎない。また生息地等保護区は、合計 9 件 885ha（うち管理地区 385ha）だけである（環境省 2010）。このように種の保存法は法律として十分に機能しているとは言いがたい。

自然再生推進法 2004 年

自然再生推進法は、過去に損なわれた自然環境の保全、再生、創出、維持管理を図る法的枠組み

として 2004 年に制定された。この法律の特徴は、過去に損なわれた自然環境の再生にあたり、構想・計画の策定を地域で組織化した協議会が行い、順応的に管理することである。2006 年 10 月現在、釧路湿原における「湿原再生」、大台ヶ原における「森林再生」など、全国 144 カ所で自然再生事業が行われている（環境省 2010）。

②自然に対する働きかけの減少による種の減少や増加（里地里山法・鳥獣被害防止特措法）

日本では、戦後の化石燃料の普及や産業構造の変化により、薪炭林や草地などの里山における自然資源の利用が激減した。農林水産業従事者人口は戦後しばらくは 50% だったが、2005 年には 5% と大幅に減少した。これらの急激な環境変化の結果、里山での絶滅危惧種数が増大している。また農村の過疎化が加速し、農地での獣害が顕著となってきた。

里地里山法 2010 年

里山で増加している絶滅危惧種数などに対して、地域協働型の保全活動を促進するために「地域における多様な主体の連携による生物の保全のための活動の促進等に関する法律」（里地里山法）が 2010 年に制定された。里地里山法では、主務大臣が「地域連携保全活動基本方針」を定め公表することや、これをもとに市町村も単独または NPO などと協働し「地域連携保全活動計画」を策定することを規定している。また「地域連携保全活動計画」に基づけば、森林法や鳥獣保護法で指定した保護区域でも活動できるという、特例許可を規定している。里地里山法とは、行政と NPO などの協働による生物多様性の保全活動を底支える法律と言える。

鳥獣被害防止特措法 2008 年

近年、日本の農山村においてシカ・イノシシ・ニホンザルなどの特定の鳥獣による農作物等への被害や生態系への悪影響が増加している（三浦 1999）。これは狩猟人口の減少や、針葉樹の植林面積の拡大、農村部での過疎化など複合的な要因による。そこで獣害による被害を防ぐため「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）が

2008 年に制定された。鳥獣被害防止特措法では、市町村が被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（被害防止計画）を定めることを規定している。また被害防止策の実施に携わる者の狩猟免許等に係る手続の負担軽減を図るよう規定している。

③外来種などの人為的に持ち込まれた生物による各種被害（外来生物法）

外来生物法 2005 年

近年日本では、木材や食糧の海外依存やペットブームなどに伴い多くの外来生物が輸入されてきた。現在、日本には 4000 種以上の外来種が定着していると考えられている（長田 2006）。これらの外来種の一部は、漁業被害（ブラックバス・ブルーギル）や農業被害（アライグマ）や生態系のかく乱（ジャワマングース）などの顕著な被害をもたらしている。そこで生態系等への被害を及ぼす特定外来生物の輸入、飼育等を規制すると共に防除のため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が 2005 年に施行された。

2009 年には 24 都道府県で外来種のリストが作成されており、自然環境保護条例や希少野生動植物保護条例などに含まれるものも含め、17 都道府県で外来種に関連する条例が制定されている（環境省 2010）。また「外来生物法」に基づく都道府県での防除は、計 22 種類の特定外来生物を対象として、20 都道府県で行われている。

さいごに

2008 年には上記の各種自然保護法の上位法となる生物多様性基本法を制定し、個別に制定された各種自然保護法を体系化する体制を整えた。また生物多様性基本法には、生物多様性国家戦略を策定することが規定された。つまり、生物多様性国家戦略は今後、法定計画としての性格を持ち、そこに書き込まれた各種施策・目標の着実な実行が求められる。さらに同法に都道府県及び市町村の「生物多様性地域戦略」を定める努力目標が盛り

込まれたことを受けて、いくつかの地方自治体は、「生物多様性地域戦略」を策定し公表している。

生物多様性条約批准後の日本では、自然保護区の設立だけでなく、自然保護区外での生物多様性の減少に対処する国内法を整備してきた。また生物多様性基本法の制定により、個別に制定してきた自然保護法を体系化する動きも出てきた。生物多様性保全の取り組みは、自然保護区などの特別な地域だけでなく、生物多様性地域戦略の策定を通じてあらゆる地域に広がりつつある。

引用文献

- 三浦慎悟,「野生動物の生態と農林業被害—共存の論理を求めて」,東京,全国林業改良普及協会,1999.
- Andrew T. Smith, Yan Xie. A Guide to the Mammals of China, New Jersey, Princeton University Press, 2008.
- Liu Jianguo, Zhiyun Ouyang, Stuart L. Pimm, Peter H. Raven, Xioke Wang, Hong Miao, Nianying Han. Protecting China's Biodiversity, Science, 2003, Vol.300, 1240-1241.
- 畠山武道,「自然保護法講義 [第2版]」,北海道,北海道大学図書刊行会,2004.
- 阿部永,「日本のほ乳類 [改訂版]」,神奈川,東海大学出版会,2005.
- 林野庁,「平成23年度 森林・林業白書」,東京,全国林業改良普及協会,2011.
- 国家林業局野生動植物保護と自然保護区管理司,「国家重点保護野生動物名目録」zrbhq.forestry.gov.cn—content-457729.html,「国家重点保護野生植物名目録」zrbhq.forestry.gov.cn—content-457760.html, 2010. (2011年9月確認)
- 環境省,「生物多様性国家戦略2010」,東京,(株)ピオシテイ,2010.
- 国家統計局・環境保護部,「2011 中国環境統計年鑑」,北京,中国統計出版社,2011.
- 劉楚光,「動物保護政策の歴史と法・政策の課題」,北川秀樹編『中国の環境問題と法・政策』,京都,法律文化社,2008, pp. 210-235
- 馬乃喜,「自然保護区の現状と直面する課題」,北川秀樹編『中国の環境問題と法・政策』,京都,法律文化社,2008, pp. 180-193
- 谷垣岳人,「陝西省における生物多様性保全と自然保護区」,北川秀樹編『中国の環境法政策とガバナンス—執行の現状と課題—』,京都,晃洋書房, pp. 224-238, 2012.
- 長田啓,「外来種をめぐる法律—外来生物法の背景と概要 (植物編)」,緑の読本,2006, 76: 26-32

自然保護区数

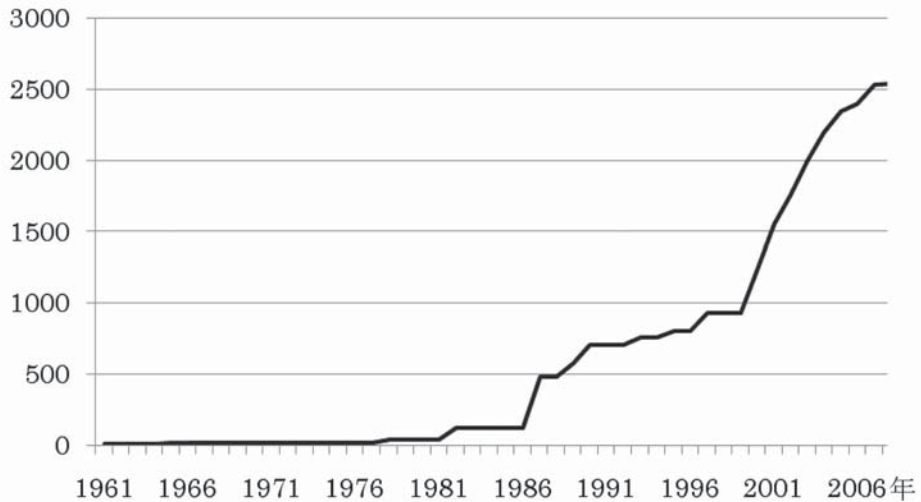


図1 中国の自然保護区数の推移

注：国家級、省級、地市級、県級の自然保護区数の合計（Liu et al. 2003 および国家統計局・環境保護部 2011 より作成）

自然保護区数

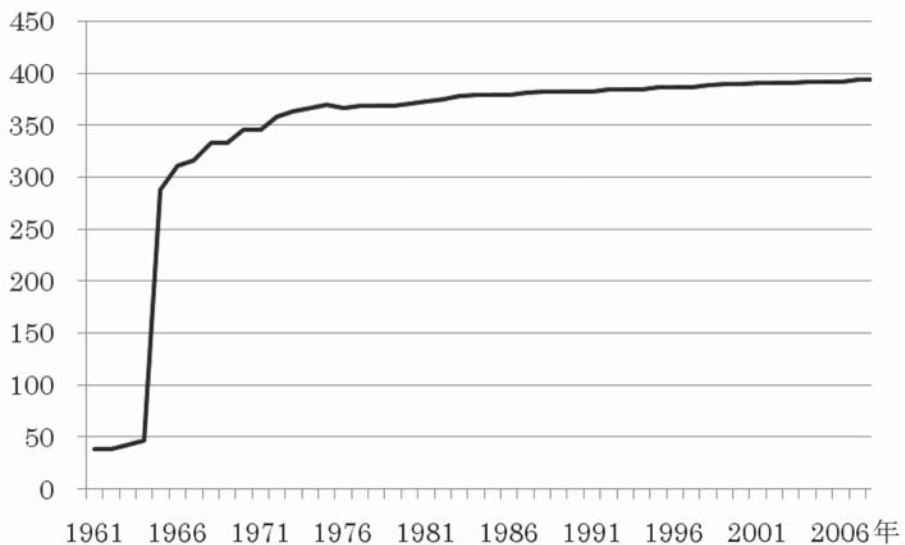


図2 日本の自然保護区数の推移

注：国立公園、国定公園、都道府県立自然公園数の合計数（環境省 HP より作成）